

熊谷市農業委員会
第29回総会議事録

令和5年12月27日（水）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第29回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年12月27日(水)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年12月27日(水)午後3時30分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	欠	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	—	欠員	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

(2) 報 告

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項（5） 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2 a 未満の農業用施設）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第29回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中25名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、3番、塚田委員、4番、大島委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について</p> <p>以上、6議案です。よろしく御審議願います。</p>

議長	<p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第1号について概要を説明する。】</p> <p>議案書は1頁から5頁、議案書資料については1頁から3頁を御覧ください。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については全15件です。取引額、現地確認等は資料に記載のとおりです。</p> <p>全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>説明は以上となります。御審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>議事参与の制限に関する案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>はじめに、議案番号4及び5については、譲受人が〇〇委員であります。また、議案番号14及び15については代理人が〇〇委員となっておりますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号4、5、14及び15について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号4、5、14及び15について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p>

議長	<p>(○○委員 入室)</p> <p>続きます、議案番号10については、譲受人が○○委員でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号10について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号10について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。</p> <p>(○○委員 入室)</p> <p>続きます、議案第1号における議案番号4、5、10、14及び15以外の案件につきまして審議をいたします。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号4、5、10、14及び15以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p>
議長	次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局から議案第2号について概要を説明する。】

事務局	<p>議案書の6頁と、議案書資料の4頁を御覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、「自己用住宅」が1件です。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にありませんでした。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手 全員)</p>
	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>
	<p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から、議案第3号について概要を説明する。】</p> <p>議案書の7頁から10頁、議案書資料の5頁を御覧ください。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、全9件です。内訳は、「駐車場(敷地拡張)」が1件、「自己用住宅」が7件、「看板等の設置用地」が1件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にありませんでした。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局から、議案第4号について概要を説明する。】 議案書の11頁を御覧ください。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)については、「仮設工事用地及び進入路」が1件です。 御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【事務局から議案第5号について概要を説明する。】</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について御説明いたします。</p> <p>議案書の12頁から20頁、議案書資料6頁を御覧ください。</p> <p>申請件数は、全74件、113筆、170,071.00㎡です。</p> <p>内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号855から859については、借受人が私、木部であるため、議事参与の制限により一時退席します。</p> <p>その間、議長を夏目職務代理に代わっていただくところですが、本日は欠席となっています。そこで、農業委員の中で最年長者である塚田委員に議長をお願いしたいと存じますが御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、塚田委員に議長を交代し、先に審議をお願いいたします。</p> <p>(木部会長 退席)</p> <p>(議長を塚田委員に代わる)</p>
議長 (塚田委員)	<p>御指名いただきました塚田です。議案番号855から859について、会長に代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案番号855から859について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における、議案番号855から859について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長（塚田委員）	<p>（ 挙手全員 ）</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。</p>
議長	<p>（ 木部会長 入室 ）</p> <p>続きまして、議案番号８６２については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>（ 〇〇委員 退席 ）</p> <p>それでは、議案番号８６２について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号８６２について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手全員 ）</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>（ 〇〇委員 入室 ）</p> <p>続きまして、議案番号８６８及び８６９については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>（ 〇〇委員 退席 ）</p> <p>それでは、議案番号８６８及び８６９について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号８６８及び８６９について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました、議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p>
事務局	<p>次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局から議案第6号について概要を説明する。】</p> <p>議案書21頁から22頁まで、議案書資料7頁を御覧ください。</p> <p>議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、説明します。</p> <p>今回の促進計画は、池上地区の案件について審議していただきます。貸借内容については、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。</p> <p>今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する19筆は、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成しており、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>

事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p>
議長	<p>以上で、全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項(1)から(5)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【農業者年金研修会(講師:埼玉県農業会議 榊原喜久氏)を実施。引き続き、農地法3条申請書類の一部変更について、利用集積を利用した貸借に係る新規就農の扱いについて、農業委員会事務局より提案を行い、原案どおり承認。令和6年9月改選書類について、最適化活動の活動強化月間について、令和6年度予定について(目安)、女性農業委員研修会資料について、農委だより第75号について、公売情報について農業委員会事務局より説明を行う。続いて、ジャンボタニシ研修会について、地域計画について農業政策課より説明を行う。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>それでは、閉会のあいさつを事務局長の浅見から申し上げます。</p>

事務局長

(閉会のあいさつ)

事務局次長

ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主査	浅見 晶子
主任	日下部 慎二
主任	吉永 剛
主任	滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

副課長	田島 昭宏
主幹兼生産振興係長	田口 清和
主事	大島 寛瑛

令和5年12月27日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 塚 田 修 _____

署名委員 大 島 正 _____